

目 次

津市条例

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンターに関する規則

津市告示

市道路線の区域変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市議会定例会の招集

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

津市公告

津市森林整備計画書

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

高野井土地改良区総代会総代選挙における候補者の届出等の書類の提出場所

津市監査委員告示

監査結果の公表

財産区に係る監査結果の公表

目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第1号

津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(津市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を加える。

附則第12項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.425)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.275(特定幹部職員にあっては、100分の1.575)」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の95)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第7条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	137,900	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	139,000	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	140,100	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	141,200	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	142,400	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	143,500	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	144,600	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	145,700	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	146,800	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	147,900	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	149,000	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	150,400	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	151,700	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	153,000	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	154,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	155,800	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	157,300	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	158,900	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	160,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	161,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	163,200	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	164,700	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	166,100	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	168,800	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	171,400	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	174,000	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	176,700	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	178,400	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	180,100	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	181,800	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	183,300	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	185,100	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	186,900	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	188,600	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	190,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	191,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	193,200	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
	38	194,700	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
	39	196,000	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
	40	197,300	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
	41	198,600	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
	42	199,900	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
	43	201,200	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
	44	202,500	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
	45	203,800	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
	46	205,100	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	467,700
	47	206,300	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	468,000
	48	207,600	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	468,300
	49	208,900	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	468,600
	50	210,200	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	468,900
	51	211,300	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	469,200
	52	212,400	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	469,500
	53	213,400	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	469,800

54	214,500	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	470,100
55	215,600	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	470,400
56	216,600	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	470,700
57	217,500	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	471,000
58	218,500	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	471,300
59	219,200	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	471,600
60	220,100	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	471,900
61	221,000	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	472,200
62	221,900	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,000	472,500
63	222,600	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	444,300	472,800
64	223,600	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	444,600	473,100
65	224,500	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	444,900	473,400
66	225,400	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	445,200	473,700
67	226,100	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	445,500	474,000
68	227,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	445,800	474,300
69	227,900	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	446,100	
70	229,000	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	446,400	
71	229,800	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	446,700	
72	230,500	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	447,000	
73	231,200	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	447,300	
74	232,000	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	447,600	
75	232,800	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	447,900	
76	233,500	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	448,200	
77	234,200	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	448,500	
78	234,900	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	448,800	
79	235,600	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	449,100	
80	236,400	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	449,400	
81	237,200	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	449,700	
82	238,000	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	450,000	
83	238,700	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	450,300	
84	239,400	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	450,600	
85	240,100	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	450,900	
86	240,800	291,200	338,300	377,000	390,100	409,200	451,200	
87	241,500	291,500	338,800	377,400	390,400	409,400	451,500	
88	242,200	291,900	339,200	377,800	390,600	409,600	451,800	
89	242,900	292,200	339,500	378,200	390,800	409,800	452,100	
90	243,600	292,600	339,900	378,700	391,100	410,000	452,400	
91	244,300	292,900	340,400	379,100	391,400	410,200	452,700	
92	244,800	293,300	340,800	379,500	391,600	410,400	453,000	
93	245,300	293,400	341,000	379,800	391,800	410,600	453,300	
94	245,800	293,600	341,400	380,100	392,000	410,800	453,600	
95	246,100	294,000	341,900	380,400	392,200	411,000	453,900	
96		294,400	342,300	380,700	392,400	411,200	454,200	
97		294,600	342,400	381,000	392,600	411,400	454,500	
98		294,900	342,900	381,300	392,800	411,600	454,800	
99		295,300	343,300	381,600	393,000	411,800	455,100	
100		295,700	343,600	381,900	393,200	412,000	455,400	
101		295,900	343,900	382,200	393,400	412,200	455,700	
102		296,200	344,300	382,500	393,600	412,400	456,000	
103		296,600	344,700	382,800	393,800	412,600	456,300	
104		296,900	345,100	383,100	394,000	412,800	456,600	
105		297,100	345,600	383,400	394,200	413,000	456,900	
106		297,400	346,000	383,700	394,400	413,200	457,200	
107		297,800	346,400	384,000	394,600	413,400	457,500	
108		298,100	346,800	384,300	394,800	413,600	457,800	
109		298,300	347,300	384,600	395,000	413,800	458,100	
110		298,700	347,700	384,900	395,200	414,000	458,400	
111		299,100	348,000	385,200	395,400	414,200	458,700	

112		299,400	348,300	385,500	395,600	414,400	459,000	
113		299,500	348,800	385,800	395,800	414,600	459,300	
114		299,800	349,300	386,100	396,000	414,800	459,600	
115		300,100	349,800	386,400	396,200	415,000		
116		300,500	350,300	386,700	396,400	415,200		
117		300,700	350,800	387,000	396,600	415,400		
118		300,900	351,300	387,300	396,800	415,600		
119		301,200	351,800	387,600	397,000	415,800		
120		301,500	352,300	387,900	397,200	416,000		
121		301,900	352,800	388,200	397,400	416,200		
122		302,100	353,300	388,500	397,600	416,400		
123		302,400	353,800	388,800	397,800	416,600		
124		302,700	354,300	389,100	398,000	416,800		
125		303,000	354,800	389,400	398,200	417,000		
126			355,300	389,700	398,400	417,200		
127			355,800	390,000	398,600	417,400		
128			356,300	390,300	398,800	417,600		
129			356,800	390,600	399,000	417,800		
130			357,300	390,900	399,200	418,000		
131			357,800	391,200	399,400	418,200		
132			358,300	391,500	399,600	418,400		
133			358,800	391,800	399,800	418,600		
134			359,300	392,100	400,000	418,800		
135			359,800	392,400	400,200	419,000		
136			360,300	392,700	400,400	419,200		
137			360,800	393,000	400,600	419,400		
138			361,300	393,300	400,800	419,600		
139			361,800	393,600	401,000	419,800		
140			362,300	393,900	401,200	420,000		
141			362,800	394,200	401,400	420,200		
142			363,300	394,500	401,600	420,400		
143			363,800	394,800	401,800	420,600		
144			364,300	395,100	402,000	420,800		
145			364,800	395,400	402,200	421,000		
146			365,300	395,700	402,400	421,200		
147			365,800	396,000	402,600	421,400		
148			366,300	396,300	402,800	421,600		
149			366,800	396,600	403,000	421,800		
150			367,300	396,900	403,200	422,000		
151			367,800	397,200	403,400	422,200		
152			368,300	397,500	403,600	422,400		
153			368,800	397,800	403,800	422,600		
154			369,300	398,100	404,000	422,800		
155			369,800	398,400	404,200	423,000		
156			370,300	398,700	404,400	423,200		
157			370,800		404,600	423,400		
158			371,300		404,800	423,600		
159			371,800		405,000			
160			372,300		405,200			
161			372,800		405,400			
162			373,300		405,600			
163			373,800		405,800			
164			374,300		406,000			
165			374,800		406,200			
166			375,300		406,400			
167			375,800		406,600			
168			376,300		406,800			
169			376,800					

	170			377,300					
	171			377,800					
	172			378,300					
	173			378,800					
	174			379,300					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第44条に規定する職員を除く。

別表第2 教育職給料表（第7条関係）

ア 教育職給料表（一）

職務 の級 号	1	2	3	4
	級 給料月額	級 給料月額	級 給料月額	級 給料月額
	円	円	円	円
1	210,000	270,700	318,100	403,400
2	212,200	273,700	321,000	405,700
3	214,400	276,500	324,100	408,100
4	216,600	279,300	327,200	410,600
5	218,700	282,200	330,400	413,000
6	220,900	284,700	333,200	415,500
7	223,100	286,900	336,000	417,900
8	225,200	289,300	338,700	420,400
9	227,500	292,000	341,700	422,300
10	229,900	294,500	344,800	424,800
11	232,300	296,900	347,900	427,200
12	234,700	299,500	351,200	429,600
13	237,000	302,000	354,300	431,300
14	239,400	304,000	356,400	433,500
15	241,800	306,100	358,800	435,700
16	244,200	308,200	361,400	438,000
17	246,300	310,400	364,000	440,300
18	249,400	312,600	366,200	442,700
19	252,500	314,700	368,500	445,000
20	255,600	316,700	370,700	447,400
21	258,500	318,800	372,800	449,500
22	261,500	321,400	374,900	451,800
23	264,400	324,000	377,000	454,200
24	267,300	326,800	379,100	456,500
25	270,100	329,100	380,900	458,500
26	272,700	331,300	382,700	460,700
27	275,200	333,600	384,600	462,800
28	277,900	336,100	386,500	465,000
29	280,800	338,500	388,500	467,100
30	283,200	340,700	390,200	469,400
31	285,400	342,800	391,900	471,600
32	287,800	344,900	393,600	473,700
33	290,400	347,100	395,400	475,600
34	292,600	349,400	397,200	477,700
35	295,100	351,700	398,800	480,000
36	297,500	353,900	400,600	482,200
37	300,000	355,900	401,900	484,300
38	301,700	357,900	403,500	486,300
39	303,500	360,000	405,100	488,200
40	305,200	361,900	406,700	490,100
41	307,100	363,900	408,000	492,100
42	308,100	365,800	409,600	494,000
43	309,000	367,600	411,100	495,700
44	309,900	369,400	412,700	497,600
45	310,900	371,400	414,100	499,500
46	312,000	373,200	415,700	501,300
47	313,100	374,800	417,100	503,100
48	314,200	376,600	418,700	505,000
49	315,200	378,500	420,100	506,700
50	316,300	380,100	421,400	508,400
51	317,200	381,900	422,700	510,200
52	318,200	383,600	424,000	512,100

53	319,400	384,900	424,700	513,700
54	320,400	386,400	425,700	515,300
55	321,500	387,800	426,600	517,000
56	322,500	389,400	427,500	518,600
57	323,600	390,800	428,400	520,200
58	324,700	392,200	429,300	521,500
59	325,800	393,500	430,200	522,800
60	326,800	395,000	431,100	524,000
61	327,900	396,300	432,000	525,200
62	328,900	397,700	432,900	526,200
63	330,000	399,200	433,900	527,200
64	331,100	400,700	435,000	528,200
65	332,000	401,700	435,900	528,800
66	333,100	402,800	436,900	529,700
67	334,000	403,800	437,900	530,600
68	335,100	404,900	438,800	531,500
69	336,000	405,900	439,800	532,400
70	337,100	406,800	440,800	533,200
71	338,100	407,600	441,700	533,900
72	339,200	408,400	442,700	534,400
73	339,800	409,200	443,700	535,100
74	340,800	410,100	444,600	535,600
75	341,800	410,900	445,500	536,400
76	342,800	411,700	446,500	537,000
77	343,800	412,400	447,300	537,500
78	344,800	412,800	447,800	538,000
79	345,700	413,100	448,500	538,500
80	346,600	413,400	449,100	539,000
81	347,600	413,700	449,900	539,500
82	348,600	414,000	450,600	540,000
83	349,600	414,200	450,900	540,500
84	350,600	414,500	451,500	541,000
85	351,200	414,800	451,900	541,500
86	351,800	415,100	452,200	542,000
87	352,400	415,400	452,500	542,500
88	353,000	415,700	452,800	543,000
89	353,600	415,900	453,100	543,500
90	354,000	416,200		544,000
91	354,400	416,500		544,500
92	354,900	416,800		545,000
93	355,400	417,000		545,500
94	355,800	417,300		546,000
95	356,300	417,600		546,500
96	356,800	417,900		547,000
97	357,400	418,100		547,500
98	357,900	418,400		548,000
99	358,300	418,700		548,500
100	358,800	418,900		549,000
101	359,200	419,100		549,500
102	359,700	419,400		550,000
103	360,000	419,700		550,500
104	360,500	419,900		551,000
105	361,000	420,100		551,500
106	361,400			552,000
107	361,900			552,500
108	362,400			553,000
109	362,800			553,500
110	363,300			554,000

111	363,800		554,500
112	364,200		555,000
113	364,600		555,500
114	365,000		556,000
115	365,500		556,500
116	365,900		557,000
117	366,300		557,500
118	366,700		558,000
119	367,200		558,500
120	367,600		559,000
121	367,900		559,500
122	368,300		560,000
123	368,800		560,500
124	369,100		561,000
125	369,500		561,500
126	370,000		562,000
127	370,500		562,500
128	370,900		563,000
129	371,300		563,500
130	371,700		564,000
131	372,100		564,500

備考 この表は、三重短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号	1	2	3
		級	級	級
	給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	161,100	258,200	287,300
	2	163,200	260,700	289,900
	3	165,300	263,000	292,800
	4	167,400	265,400	295,400
	5	169,500	268,000	297,900
	6	171,600	270,400	300,300
	7	173,700	272,600	302,700
	8	175,900	274,800	305,100
	9	177,900	277,200	307,600
	10	180,100	279,500	310,300
	11	182,300	281,900	313,000
	12	184,500	284,200	315,900
	13	186,800	286,600	318,500
	14	189,600	288,700	320,500
	15	192,300	290,700	322,600
	16	195,000	292,700	324,900
	17	197,900	294,900	327,200
	18	199,600	297,500	329,400
	19	201,200	300,000	331,700
	20	202,900	302,700	333,900
	21	204,700	305,200	336,200
	22	206,400	307,800	338,400
	23	208,100	310,200	340,700
	24	209,700	312,900	343,000
	25	211,500	315,500	345,000
	26	213,400	317,800	346,800
	27	215,300	320,200	348,700
	28	217,200	322,500	350,600
	29	218,900	324,800	352,500
	30	220,900	326,800	354,300
	31	222,900	329,000	356,000
	32	224,900	331,200	357,900
	33	226,800	333,300	359,600
	34	229,500	335,400	361,300
	35	232,200	337,500	363,000
	36	234,900	339,500	364,800
	37	237,500	341,600	366,700
	38	240,300	343,500	368,200
	39	242,900	345,500	369,800
	40	245,600	347,400	371,400
	41	248,100	349,300	372,700
	42	250,600	351,100	374,100
	43	253,100	352,900	375,500
	44	255,500	354,600	377,000
	45	258,200	356,400	378,500
	46	260,600	358,100	380,100
	47	262,800	359,700	381,700
	48	265,000	361,300	383,200
	49	267,200	362,700	384,600
	50	269,400	364,200	386,100
	51	271,600	365,800	387,600
	52	273,700	367,400	389,000
	53	276,000	368,900	390,200

再任
用職
員以
外の
職員

54	278,000	370,400	391,500
55	280,000	371,900	392,600
56	282,000	373,400	393,700
57	283,900	374,900	395,100
58	286,400	376,300	396,300
59	288,700	377,700	397,500
60	291,200	379,000	398,800
61	293,400	379,900	400,000
62	295,900	381,100	401,000
63	298,300	382,300	402,400
64	301,000	383,400	403,700
65	303,400	384,300	404,900
66	305,800	385,500	406,000
67	308,300	386,500	407,200
68	310,700	387,600	408,300
69	313,100	388,800	409,300
70	315,300	389,800	410,500
71	317,400	390,900	411,700
72	319,600	392,100	412,900
73	321,900	393,100	413,500
74	324,000	394,200	414,300
75	326,200	395,300	415,000
76	328,200	396,400	415,500
77	330,400	397,300	415,800
78	332,500	398,200	416,200
79	334,700	399,200	416,600
80	336,900	400,200	417,000
81	338,700	401,000	417,300
82	340,600	401,800	417,700
83	342,500	402,500	418,100
84	344,300	403,300	418,400
85	346,100	404,000	418,700
86	347,900	404,800	419,100
87	349,600	405,500	419,500
88	351,400	406,200	419,800
89	352,800	406,800	420,100
90	354,400	407,500	420,400
91	355,900	408,000	420,700
92	357,400	408,700	420,900
93	358,800	409,100	421,100
94	360,100	409,500	421,300
95	361,500	409,800	421,500
96	362,900	410,100	421,700
97	364,400	410,400	421,900
98	365,700	410,700	422,100
99	367,000	411,000	422,300
100	368,200	411,200	422,500
101	369,200	411,400	422,700
102	370,200	411,700	422,900
103	371,200	412,000	423,100
104	372,200	412,200	423,300
105	373,100	412,400	423,500
106	374,100	412,700	423,700
107	375,100	413,000	423,900
108	376,100	413,200	424,100
109	376,900	413,400	424,300
110	377,800	413,700	424,500
111	378,700	414,000	424,700

112	379,700	414,200	424,900
113	380,500	414,400	425,100
114	381,500	414,700	425,300
115	382,500	415,000	425,500
116	383,500	415,200	425,700
117	384,100	415,400	425,900
118	385,000	415,600	426,100
119	385,900	415,800	426,300
120	386,800	416,000	426,500
121	387,600	416,200	426,700
122	388,300	416,400	426,900
123	389,100	416,600	427,100
124	389,900	416,800	427,300
125	390,500	417,000	427,500
126	391,300	417,200	427,700
127	392,000	417,400	427,900
128	392,700	417,600	428,100
129	393,300	417,800	428,300
130	394,000	418,000	428,500
131	394,500	418,200	428,700
132	395,100	418,400	428,900
133	395,800	418,600	429,100
134	396,400	418,800	429,300
135	396,900	419,000	429,500
136	397,400	419,200	429,700
137	397,700	419,400	429,900
138	398,000	419,600	430,100
139	398,300	419,800	430,300
140	398,600	420,000	430,500
141	398,900	420,200	430,700
142	399,200	420,400	430,900
143	399,500	420,600	431,100
144	399,800	420,800	431,300
145	400,100	421,000	431,500
146	400,400	421,200	431,700
147	400,700	421,400	431,900
148	401,000	421,600	432,100
149	401,200	421,800	432,300
150	401,500	422,000	432,500
151	401,800	422,200	432,700
152	402,000	422,400	432,900
153	402,200	422,600	433,100
154	402,500	422,800	433,300
155	402,800	423,000	433,500
156	403,000	423,200	
157	403,200	423,400	
158	403,500	423,600	
159	403,800	423,800	
160	404,000	424,000	
161	404,200	424,200	
162	404,400	424,400	
163	404,600	424,600	
164	404,800	424,800	
165	405,000	425,000	
166	405,200	425,200	
167	405,400	425,400	
168	405,600	425,600	
169	405,800	425,800	

	170	406,000	426,000	
	171	406,200		
	172	406,400		
	173	406,600		
	174	406,800		
	175	407,000		
	176	407,200		
	177	407,400		
	178	407,600		
	179	407,800		
	180	408,000		
	181	408,200		
	182	408,400		
	183	408,600		
	184	408,800		
	185	409,000		
	186	409,200		
再任用職員		269,900	296,900	323,200

備考 この表は、幼稚園の園長、主任、教諭及び養護教諭に適用する。

第2条 津市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第35条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」を「100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）」に改める。

附則第12項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125（特定幹部職員にあつては、100分の1.425）、12月に支給する場合においては100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）」を「100分の1.2（特定幹部職員にあつては、100分の1.5）」に、「、6月に支給する場合においては100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）、12月に支給する場合においては100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」を「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」に改める。

（津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加える。

別表第1中「370,000」を「371,000」に、「418,000」を「419,000」に、「470,000」を「471,000」に、「531,000」を「532,000」に、「606,000」を「607,000」に、「708,000」を「709,000」に、「828,000」を「829,000」に改める。

別表第2中「185,400」を「186,500」に、「212,900」を「214,000」に、「252,900」を「254,000」に、「272,300」を「273,400」に、「287,400」を「288,500」に、「312,800」を「313,900」に、「354,

500」を「355,600」に、「387,600」を「388,700」に改める。

第4条 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第32条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の津市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第298号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7条の規定及び津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年津市条例第27号。以下「平成27年改正給与条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正給与条例附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成18年改正給与条例附則第7条の規定及び平成27年改正給与条例附則第3条の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正給与条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第2号

津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の192.5」を「100分の202.5」に改める。

第2条 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の182.5」に、「100分の202.5」を「100分の197.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第3号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第4号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月17日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第5号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月19日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第1号

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成27年津市規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「100分の18」を「100分の18.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 28 年 2 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 号

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成 27 年津市条例第 41 号。以下「条例」という。)第 15 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 下之川住民交流センター(以下「センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週木曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(使用時間)

第 3 条 センターを使用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、市長がセンターの管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

施設名	使用時間等
会議施設	午前 9 時から午後 10 時まで
温浴施設	午後 2 時から午後 9 時(11 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までの期間にあつては、午後 8 時)まで。ただし、入場の受付は、終了時間の 30 分前までとする。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定により会議施設の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の 6 月前の日から当日までの間に、下之川住民交

流センター使用（使用変更）許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定により温浴施設の使用許可を受けようとする者は、口頭その他の方法により使用許可を申請するものとする。

（使用許可）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請により使用を許可したときは、下之川住民交流センター使用（使用変更）許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請により使用を許可したときは、別に定める使用券を交付するものとする。

3 前項の規定により使用券の交付を受けた者は、使用開始の際、当該使用券を受付に提示し、確認又は押印を受けなければならない。

（使用許可の変更）

第6条 会議施設の使用許可を受けた者は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第7条 会議施設の使用許可を受けた者は、使用許可の取消しを受けようとするときは、下之川住民交流センター使用許可取消届（第3号様式）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（引続使用の制限）

第8条 会議施設及び設備器具は、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免申請）

第9条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、下之川住民交流センター使用料減免申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第9条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。

(2) 条例第9条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を

還付する。ただし、使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たときは、既納の使用料の全額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、下之川住民交流センター使用料還付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（入場の制限）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

（遵守事項）

第12条 センターの使用許可を受けた者その他センターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

（届出）

第13条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（職員の立入り）

第14条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

（職員）

第15条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。

2 センター長には、美杉総合支所地域振興課長（担当副参事が置かれる場合にあつては、担当副参事）の職にある者をもって充てる。

(職務権限)

第 16 条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) センター長 上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) その他の職員 上司の命を受けて、センターの事務を処理する。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 3 月 1 日から施行する。
- 2 センターの使用に係る手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第4条、第6条関係）

下之川住民交流センター使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり下之川住民交流センターを 使 用 したいので申請します。
使用変更

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 ^前 後 時 分から		
	年 月 日（ 曜 ）午 ^前 後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 数		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設 （使用する施設を で囲んでくだ さい。）	大会議室	中会議室	小会議室
使 用 す る 設 備 器 具			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等			
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円 ）		無

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	円
許 可 条 件 等	

第2号様式（第5条 第7条関係）

（表）

下之川住民交流センター使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった下之川住民交流センターの

使 用
使用変更

について、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日（ 曜 ）午 ^前 後 時 分から		
	年 月 日（ 曜 ）午 ^前 後 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 数		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設	大会議室	中会議室	小会議室
使 用 す る 設 備 器 具			
冷 房	要 不要	暖 房	要 不要
持 込 器 具 等			
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円 ）		無
許 可 条 件 等			

使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 使用責任者の方は、非常時に備えて非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

下之川住民交流センター使用許可取消届

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり下之川住民交流センターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分から 年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 （取消しを受けようとする施設を で 囲んでください。）	大会議室 中会議室 小会議室
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式(第9条関係)

下之川住民交流センター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 団体名

氏 名(代表者)

電 話

次のとおり下之川住民交流センターの使用料の減免額除を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜)午 ^前 後 時 分から 年 月 日(曜)午 ^前 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使 用 する 施 設 (使用する施設を で 囲んでください。)	大会議室 中会議室 小会議室 温浴施設
減 免 申 請 の 理 由	

次の欄は記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第5号様式（第10条関係）

下之川住民交流センター使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり下之川住民交流センターの使用料の還付を受けたいので申請
します。

還付の対象となる 使 用 日 時	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分から			
	年 月 日（ 曜）午 ^前 後 時 分まで			
還付対象施設 （ 還付の対象とな る施設を で囲 んでください。 ）	大会議室 中会議室 小会議室 温浴施設			
冷 房	要 不要	暖	房	要 不要
既納の使用料	納 付 年 月 日		年 月 日	
	納 付 金 額		円	
還付申請の理由				

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンターに関する規則をここに公布する。

平成28年2月29日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第3号

津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンターに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例（平成27年津市条例第42号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、津市防災物流施設（以下「物流施設」という。）内津市雲出地区防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が物流施設の管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用時間)

第3条 センターを使用することができる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が物流施設の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第5条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の1月前の日から前日までの間に、雲出地区防災コミュニティセンター使用（使用変更）許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 センターの使用許可を受けようとする者は、津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）第4条の規定によ

る使用の予約をもって前項の規定による許可申請書の提出に代えることができる。

(使用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、雲出地区防災コミュニティセンター使用(使用変更)許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者は、センターの使用許可の取消しを受けようとするときは、雲出地区防災コミュニティセンター使用許可取消届(第3号様式)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(引続使用の制限)

第8条 センターの施設及び設備器具は、引き続き6日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免申請)

第9条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、雲出地区防災コミュニティセンター使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第10条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。
- (2) 条例第10条第2号の規定に該当するときは、既納の使用料の5割の額を還付する。ただし、使用しようとする日の7日前までに使用許可の取消しを届け出たときは、既納の使用料の全額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、雲出地区防災コミュニティセンター使用料還付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第12条 利用者その他センターを利用する者(以下「利用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (4) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (6) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第13条 利用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第14条 市長は、物流施設の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。

(施行日前における使用手続)

2 センターの使用に係る手続（第4条第2項に規定する手続を除く。）については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部改正）

3 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(30) 津市防災物流施設内津市雲出地区防災コミュニティセンター

第4条に次の1号を加える。

(13) 第2条第30号に掲げる施設 使用予定日の1月前の日の翌日から当該使用予定日の2日前まで

第2号様式(第5条 第7条関係)

(表)

雲出地区防災コミュニティセンター使用(使用変更)許可書

津市指令(記号番号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申請のあった雲出地区防災コミュニティセンターの

使用
使用変更 について、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日(曜)午 前後 時 分から 年 月 日(曜)午 前後 時 分まで
行事名	
使用目的	
入場予定人員	対象者
使用責任者の住所及び氏名	
使用する施設	研修室1 研修室2 会議室1 会議室2
使用する設備器具	
冷房	要 不要 暖房 要 不要
持込器具等	
入場料等の徴収	有(円) 無
許可条件等	

使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 使用責任者の方は、非常時に備えて非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式(第7条関係)

雲出地区防災コミュニティセンター使用許可取消届

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)
住 所
申請者 団体名
氏 名(代表者)
電 話

次のとおり雲出地区防災コミュニティセンターの使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日(曜)午 前後 時 分から 年 月 日(曜)午 前後 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 (取消しを受けようとする施設を で 囲んでください。)	研修室 1 研修室 2 会議室 1 会議室 2
取消しに係る設備器具	
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式(第9条関係)

雲出地区防災コミュニティセンター使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)津市長

(〒)

住 所

申請者 団体名

氏 名(代表者)

電 話

次のとおり雲出地区防災コミュニティセンターの使用料の減 額 除 を受けたいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜)午 前 後 時 分から 年 月 日(曜)午 前 後 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使 用 する 施 設 (使用する施設を で囲んでください。)	研修室 1 研修室 2 会議室 1 会議室 2
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
減 免 申 請 の 理 由	

次の欄は、記入しないでください。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第5号様式(第10条関係)

雲出地区防災コミュニティセンター使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)津市長

(〒)

住 所

申請者 団体名

氏 名(代表者)

電 話

次のとおり雲出地区防災コミュニティセンターの使用料の還付を受けたいので申請します。

還付の対象となる 使用日時	年 月 日(曜)午 前後 時 分から 年 月 日(曜)午 前後 時 分まで
還付対象施設 (還付の対象となる 施設を で囲んで ください。)	研修室1 研修室2 会議室1 会議室2
冷 房	要 不要 暖 房 要 不要
既納の使用料	納付年月日 年 月 日
	納付金額 円
還付申請の理由	

次の欄は、記入しないでください。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市告示第 20 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 28 年 2 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 7081 三谷中津線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町下之川字富田 6198 番地先 から 津市美杉町下之川字中津 5034 番地先 まで	旧	6.0 ~ 10.0	538.9
津市美杉町下之川字富田 6202 番 1 地 先から 津市美杉町下之川字中津 5138 番 1 地 先まで	新	7.0 ~ 64.84	812.0

津市告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 4 年津市告示第 2 0 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南出自治会

三重県津市白山町南出 2 9 6 番地 1

代表者 橋 本 忍

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	福 岡 守 三重県津市白山町南出 1 8 5 番地 1
変更後	橋 本 忍 三重県津市白山町南出 3 1 8 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 2 8 年 1 月 3 1 日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第 2 2 号

平成 2 8 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 2 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 2 月 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 8 年 2 月 5 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 1 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 8 年 2 月 1 5 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 4 号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		平成 2 3 年度市県民税第 1 期から第 4 期分督促状、平成 2 4 年度市県民税第 2 期から第 4 期分督促状、平成 2 5 年度市県民税第 2 期から第 4 期分督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第 2 2 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 5 第 1 項の規定により、津市森林整備計画をたてたいので、同法第 1 0 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該森林計画の案を平成 2 8 年 2 月 2 3 日から平成 2 8 年 3 月 1 8 日まで公衆の縦覧に供します。

なお、当該森林計画の案に意見がある者は、同法第 6 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 津市森林整備計画変更の案の縦覧場所
津市農林水産部林業振興室

津市公告第 2 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 8 年 2 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目167番1ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市垂水87番地
有限会社あづまや
代表取締役 笠井義弘

津市公告第 2 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 8 年 2 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町中別保字貝裏 248 番、249 番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市西町 283 番地 1
創和ハウス株式会社
代表取締役 世古政弘

津市公告第 2 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 2 8 年 2 月 2 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市野田字高栗 2607 番 1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
株式会社サークル K サンクス
代表取締役 竹内 修一

津市上下水道事業告示第12号

津市公共下水道条例(平成18年津市条例第201号)第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成28年2月23日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取消し年月日
有限会社 平濱	三重郡川越町大字 当新田324番地 1	平成28年2月15日

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成28年2月19日

津市教育委員会

委員長 坪井 守

- 1 招集の日時 平成28年2月21日(日) 午前10時30分から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育委員会委員長の選任について

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成28年2月23日

津市教育委員会

委員長 庄山 昭子

- 1 招集の日時 平成28年2月24日(水) 午後2時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - (1) 平成27年度津市一般会計補正予算(第9号) <教委所管分> について
 - (2) 平成28年度津市一般会計予算 <教委所管分> について
 - (3) 平成28年度教育方針について
 - (4) 津市立学校設置条例の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第3号

平成28年3月9日執行予定の高野井土地改良区総代会総代選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成28年2月18日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

提出場所 高野井土地改良区事務所

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月29日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 青 山 昇 武

第1 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、新産業スポーツ施設推進室、文化振興課（リージョンプラザ））
- (6) 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、環境施設課（西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課（中央保健センターほか9センター）、地域医療推進室）

- (8) 商工観光部 (商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課)
- (9) 農林水産部 (農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課)
- (10) 競艇事業部 (競艇管理課、競艇事業課)
- (11) 都市計画部 (都市政策課、開発指導室、交通政策課、名松線復旧推進室、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課)
- (12) 建設部 (建設政策課、事業調整室、建設整備課、道路等特定事項推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所)
- (13) 久居総合支所 (地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター)
- (14) 河芸総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (15) 芸濃総合支所 (地域振興課 (棕本財産区を含む。)、市民福祉課)
- (16) 美里総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (17) 安濃総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (18) 香良洲総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (19) 一志総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (20) 白山総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (21) 美杉総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (22) 上下水道事業管理室
- (23) 水道局 (水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事業所)
- (24) 下水道局 (下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課)
- (25) 消防本部 (消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急課、通信指令課)・消防署 (中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署)
- (26) 会計管理室
- (27) 議会事務局 (議会総務課、議事課)
- (28) 教育委員会事務局 (教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館 (津図書館ほか 8 館 2 室))

- (29) 選挙管理委員会事務局
- (30) 監査事務局
- (31) 農業委員会事務局
- 2 市立保育所
 - (1) 観音寺保育園
 - (2) 相愛保育園
 - (3) 中央保育園
 - (4) 千里ヶ丘保育園
 - (5) 上野保育園
- 3 市立学校・市立幼稚園
 - (1) 市立小学校
 - ア 養正小学校
 - イ 修成小学校
 - ウ 高茶屋小学校あすなる分校
 - エ 栗真小学校国児分校
 - オ 西が丘小学校
 - カ 長野小学校
 - キ 高宮小学校
 - (2) 市立中学校
 - ア 南郊中学校あすなる分校
 - イ 一身田中学校国児分校
 - (3) 市立幼稚園
 - ア 修成幼稚園
 - イ 敬和幼稚園
 - ウ 千里ヶ丘幼稚園

第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成27年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成26年度以前のもを対象に含めた。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の倉田

寛次がその合議に関与したものであるが、平成28年2月17日付けで退任し、同月18日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の青山昇武が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成27年9月15日から平成28年2月4日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課）

同課の職員は、津市スポーツ少年団の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、自主・自立の促進を図るという観点も踏まえ、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組みされたい。

2 健康福祉部（福祉政策課）

津市西部市民センター及び津市北部市民センターにおいて、指定管理者である津市社会福祉事業団に、設立時における協議により、施設の備品の多くが譲渡され現在に至っているが、今後指定管理者の変更等も考えられることから、津市社会福祉事業団と調整の上、当該施設の運営に支障が生じないよう見直しされたい。

3 商工観光部（商業振興労政課）

駐車場事業会計において、平成27年度に1,800万円分に相当する枚数の回数駐車券を印刷し、当該会計の監査を実施した平成27年11月末現在、約1,400万円分にあたる枚数を保有している。これは印刷経費の削減を図ろうとしたものであるが、回数駐車券には金銭的価値があり、盗難等のリスクがあることや、駐車場の料金体系や料金システムの変更が行われれば、回数駐車券が使用不能となる可能性もあると考えられることから、回数駐車券の計画的な印刷や、適正な在庫管理に努められたい。

4 教育委員会事務局

（1）久居教育事務所

久居中学校の土地の一部について、所有権移転登記が未了となっていることから、所有者の特定等、事実関係を確認の上、速やかに処理されたい。

（2）白山教育事務所

白山中学校の土地の一部について、所有権移転登記が未了となっていることから、所有者の特定等、事実関係を確認の上、速やかに処理されたい。

第7 監査意見

平成27年2月24日付け監査結果報告で時間外勤務・休日勤務の縮減に取り組まれるよう意見したところであるが、今回の監査においても時間外勤務等が増加している所属や、恒常的に時間外勤務等を行っている所属が見受けられた。公務能率の維持確保は当然のことながら、特に職員の健康管理の観点から、各所属においては、時間外勤務等の縮減に主体的に取り組まれるよう、重ねて意見するものである。

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月29日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 青 山 昇 武

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成27年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成26年度以前のもを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第2 監査の期間

監査の期間は、平成27年12月4日から平成28年2月4日までである。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の倉田寛次がその合議に関与したものであるが、平成28年2月17日付けで退任し、同月18日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の青山昇武が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない財産区については、特に記載していない。

なお、市長は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 波瀬財産区

- (1) 波瀬財産区が所有している土地を電柱等の敷地として賃貸しているが、一部については契約を締結せずに賃貸を更新していることから、速やかに適正な処置を講じられたい。
- (2) 波瀬財産区が松阪市内に所有している土地について、契約を締結せずに自治会に使用貸借していることから、事実関係を確認の上、適切な処置を講じられたい。